平成２５年（フ）第４６号
北海道北見市南仲町２丁目６番10―32号、前住所北海道北見市泉町３丁目１番20号金山マンション201号
債務者　東海林加奈
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
秋田県横手市雄物川町深井字深井168番地
債務者　石川　正喜
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第５３４号
埼玉県蕨市錦町２丁目８番17号　フォート錦町205号
債務者　佐々木　葵
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５７８号
埼玉県上尾市愛宕１丁目５番16号
債務者　大須賀章広
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６００号
埼玉県新座市栗原１丁目３―27　エクスクルーシヴひばりが丘Ⅱ403、住民票上の住所埼玉県新座市栄５丁目３番７号　グリーンパーク203号室
債務者　岡　恵美子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７２０号
さいたま市中央区鈴谷３丁目３番22号　ウインザーヒル102号
債務者　柳沼　忠臣
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７２４号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目482番地７サンバレー大宮103号室
債務者　早川　明良
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７６３号
さいたま市緑区東浦和４丁目５番地12　グリーンヒルハイツ７―307号、旧住所さいたま市緑区大字中尾2023番地８
債務者　村上　宏行
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７７８号
埼玉県新座市西堀３丁目12番２号　西堀ハイツ202号室、旧住所埼玉県新座市畑中１丁目11番３―118号
債務者　水田　信義
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０３号
奈良市西大寺本町１番31―307号
債務者　東　　妙美
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７７号
松江市法吉町65番地235　コーポラスＨＡＲＡ103号
債務者　藤原眞由美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８５号
松江市矢田町118番地
債務者　古澤　　洋
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９０号
松江市春日町610番地３ニューコーポあだち101号室、前住所秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢199番地164
債務者　伊藤　晶弘
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８５号
佐賀県佐賀市南佐賀３丁目２番35号　みどりコーポ22号
債務者　安藤　和枝（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６９１号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番22―108号
債務者　平山惠美子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６９７号
さいたま市南区曲本４丁目15番８号　リブリ・ストラダーレ108号室
債務者　早坂　拓樹
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７２７号
さいたま市岩槻区城南２丁目７番63号　サンヴェール井田Ａ203
債務者　坂口　弘子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係